

令和7年11月6日（木）、「東京都市計画道路幹線街路放射第24号線」に関する都市計画素案についての説明会を開催しました。

主なご質問の要旨とそれに対する回答について、以下に記載いたします。

【都市計画等に関する内容】

Q1 今回の変更素案の概要を伺いたい。

A1

対象区間において、都市計画道路の幅員を現状の道路の幅員に合わせて変更するものです。

Q2 今回示された変更素案の内容が、更に変更される可能性はあるのか。

A2

本説明会は、対象の都市計画道路について、都市計画変更の素案の内容を説明し、意見を伺うために開催する都市計画変更素案の説明会です。

今後は、都市計画変更素案に対して頂いたご意見を参考として都市計画案を作成し、都市計画案の公告・縦覧を行います。この間、都市計画法の規定に基づき、意見書の提出を行うことが出来ます。その後、都市計画審議会において審議され、その議決を経て都市計画決定されることになります。

都としては、今回示した素案の内容をもとに手続きを進めて参りたいと考えています。

Q3 縦覧や告示はいつなのか。お知らせが来るのか。

A3

現段階で時期は確定しておりません。

お知らせの個別配布の予定はなく、東京都公報等で周知予定です。

【建築制限等に関する内容】

Q1 廃止予定となった範囲について、建築制限が変更となるのか？

A 1

現在、都市計画法第 53 条（建築の許可）及び第 54 条（許可の基準）に基づき、都市計画の区域内において建築する場合、建築物の階数、高さおよび構造等について建築制限がかけられています。

今回お示しした素案の内容で都市計画決定・告示されると、道路の都市計画を廃止する区域（計画変更廃止線：黄色で着色した区域）においては、新たに道路が整備されることがなくなることから、こうした都市計画法による建築制限がなくなります。

Q2 これまでかかっていた建築制限に対する補償はないのか。

A 2

現在、都市計画区域内の土地は、都市計画法第 53 条及び第 54 条に基づき、土地の利用に対して一定の制限がされていますが、制限に対する補償はありません。